

野洲市いじめ防止基本方針

～ わたしたちのまちは、いじめをしない させない 見逃さない ～

(令和8年4月改訂)

目次

はじめに

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方
 - (1) いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (2) いじめの定義
 - (3) いじめの防止
 - (4) いじめの早期発見
 - (5) いじめへの対処
 - 2 いじめの防止等のための組織
 - (1) 野洲市いじめ問題対策連絡協議会
 - (2) 野洲市いじめ問題専門委員会
 - (3) 野洲市いじめ再調査委員会
- II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 1 いじめの防止等のために市が実施する施策
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめ事案への対応
 - 2 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - 1. 教職員の資質の向上
 - 2. 生徒指導・教育相談・特別支援教育等に関する体制の充実
 - 3 重大事態への対応
 - 1. 市教育委員会、学校による調査
 - (1) 重大事態の場合への調査
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査の主体
 - (4) 調査を行うための組織
 - (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (6) 調査結果の報告
 - (7) 調査結果の提供
 - 2. 市教育委員会より結果の報告を受けた市長による再調査
 - (1) 調査結果の報告を受けた市長による再調査
 - (2) 再調査結果の提供
- III その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項
 - 1 施策の点検評価
 - 2 基本方針の見直し
 - 3 各学校における学校基本方針の策定状況の確認
 - 4 いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等
 - 5 学校評価

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。同様に、いじめた側の子どもにとっても、周囲との望ましい人間関係の構築や人格の形成に負の影響を与え、時として、その後の生き方に多大な影響を与えるおそれがあります。

そして、いじめは、事件や出来事、あるいは、個人と個人の喧嘩などとは様相が異なり、被害と加害に加えて、直接いじめの行為に及ばなくとも、いじめの行為に同調し、扇動的な振る舞いをする者の存在や、その周囲で、見て見ぬ振りをするなどの傍観者の存在、また時として、いじめの被害と加害の立場が逆転するなど、その構造は極めて複雑です。

このことから、私たち大人は、子どもを育むということにおいて、学校のみならず家庭を含む社会（市民）総がかりで次代を築く子どもたちの育ちを支えていくという役割と責任を自覚し、子どもたちが安心して学校での学習やその他の活動に取り組むことができるよう、また、家庭や地域で健やかな生活を送ることができるよう、全ての子どもたちがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、「いじめは絶対に許されない」ことを子どもたちに教え導いていくことが大切です。

本市では、このことを基本として、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見および対処）のための対策を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（第12条）の規定に基づき、「野洲市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のため対策を進めます。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な影響を生じさせるおそれがあるものです。

いじめから子どもを救うためには、子どもを取り巻く大人、一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめ防止の問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた地域社会全体に関する課題です。また、いじめ問題への対応力は、地域社会の教育力と成熟度の指標とも言えます。

学校においては、いじめ問題への対応は、どの学校においても最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって、組織的に対応することが求められます。

いじめ問題への対応の重要性を市民全体が認識し、学校教育、地域、家庭が一体となって取組を推進していくことが必要です。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

- ①「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ②「保護者」とは、親権を行う者
(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- ③「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などをいう。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをされたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようにあっても、いじめられている児童生徒の感じ

る被害性による見極めが必要である。

- ⑤いじめが解消している状態とは、1. いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないことが必要である。

<具体的ないじめの様態>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団から無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- ・パソコンや携帯電話で嫌なことをされる。

(3) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のために、全ての子どもを対象とし、いじめの未然防止に努めることが重要です。

全ての子どもたちを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、社会全体が総ぐるみとなって、継続的に子どもを見守り育んでいくという実践が大切です。

このため、学校では、学校の教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や規範意識、自尊感情等、お互いの人格を尊重し合える態度など、人間関係を構築する能力の素地を養う態度を身につけられるように努めなければなりません。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を推進していく必要があります。

家庭では、いじめを許さない心を育てるために、自分と他の人の存在を等しく認め、自他の生命を大切にできる子どもの育成や社会生活を営むうえで必要となる規範意識の醸成に努めることが大切です。

いじめ防止対策推進法では、保護者の責務として「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。」と謳われています。

保護者として、いじめから子どもたちを守ることは当然ですが、一方で、

子どもたちに「いじめは絶対に許されない卑怯な行為」であり「いじめを行わない、いじめを許さない」ことを教え、導き、育てていくことが大切です。

そして、地域では、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために、地域行事等を通して子どもが主体的に活動できる場を提供したりするなど、家庭や学校とも連携した地域ぐるみの活動が大切です。

- ①児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ②児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感が持てる取り組みを進める。(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり)
- ③道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童生徒自らいじめの問題について考えられる主体的な活動を取り入れる。
- ④配慮が必要な児童生徒(発達課題のある児童生徒、外国籍児童生徒、LGBTQ、災害に遭った児童生徒など)については、日常的に適切な支援を行う。
- ⑤すべての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する校内研修を年に複数回行い、気になる児童生徒の実態把握や方向性について理解推進を図る。

(4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多いことを認識し、学校をはじめ、家庭、地域関係者、関係機関等が早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視したりすることなく、いじめにつながりかねない疑わしい場合も含め、積極的にいじめの早期発見に努めていかななくてはなりません。

- ①いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、教育相談機能を充実させ、児童自らが SOS を出しやすい環境を作る。
- ②地域・家庭・関係機関と連携して児童生徒を見守っていく。
- ③見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④1日欠席で電話連絡、連続3日欠席の場合は家庭訪問で状況を確認する。連続5日以上欠席が続く場合には、校内ケース会議(アセスメント)を行い、市教委に報告する。
- ⑤校外教育支援センターや民間施設等関係機関とも連携する。

(5) いじめへの対処

児童生徒、その保護者からいじめの相談を受けた場合、あるいは、いじめがある（疑わしい場合も含む）ことが確認された場合、学校は速やかに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して、事情を確認した上で適切に指導・支援を進めることが必要です。その際は、一学級担任や担当者だけでなく「学校におけるいじめ等防止のための組織」において組織的に対処し、かつ、保護者や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図っていくことが重要です。

①組織的対応を行う。（学校、教育委員会）

②事案に応じて、関係機関との連携を図る

③事案発生後、一定期間継続した見守りを行い、解消確認とする。

以下の2つの条件が満たされた場合、いじめが解消しているとする。

・ いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月継続していること。

・ 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

2 いじめの防止等のための組織

(1) 野洲市いじめ問題対策連絡協議会

本市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、教育委員会に「野洲市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

（いじめ防止対策推進法 第14条第1項）

(2) 野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会

本市は、野洲市教育委員会と野洲市いじめ問題対策連絡協議会との連携の下に、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要があるとき、および、市立小中学校における重大な事案等に対し、調査を行うため、野洲市教育委員会の附属機関として、「野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会」を設置します。

本調査委員会には、事案に応じて、法律・医療・心理・福祉等の専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

（いじめ防止対策推進法 第14条第3項）

重大事態とは

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法 第28条1項）

(3) 野洲市いじめ再調査委員会

市長は、教育委員会より、いじめの重大事態への対処の報告を受けた時、その再調査が必要と認められる場合、第三者で構成する「再調査委員会」を設置して調査を行います。

委員会は、法律・医療・心理・福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者等で構成し、公平性・中立性を確保します。
(いじめ防止対策推進法 第30条第2項)

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止のために市が実施する施策

市は、学校や関係機関と連携を図りながら、いじめの防止等のための施策を推進します。

(1) いじめの防止

いじめ防止の手立て

1. いじめを許さない規律と秩序のある学級・学校づくり

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、児童生徒が自己存在感や自己有用感を獲得できる教育活動を展開するとともに、人を思いやる心などの社会性を育む取組を進めます。そして、児童生徒の主体的・自治的な活動を大切に、「支え合う仲間づくり」や「自分たちの問題を自分たちでよりよく解決していく力の育成」、「問題解決のために他者にはたらきかける力の育成」を育み、居心地のよい学級や学校づくりを目指します。

また、保護者や地域と連携し、学校教育活動との協力体制を確立するとともに、啓発活動を推進し子どもを守り育てる環境づくりに努めます。

2. いのち・法・人権を大切にする心の育成

学校では、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。また、人権教育を基盤とし、児童生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、人権を尊重する実践的態度を身につけ、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。

加えて、生命や自然を大切にする心を育てることや、仲間と協力して行うことの大切さを感じられるよう、体験的な活動を推進します。

3. いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒やその保護者、教職員に対し、教育活動や研修会等を通して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。

また、学校は、道徳や学級活動、特別活動等の授業参観やオープンスクールの取組を積極的に実施し、「開かれた学校づくり」を展開します。

加えて、学級通信・学年通信・学校通信・HP等により、学校の様子を課題も含め知らせるとともに、いじめの防止等の啓発活動を推進します。

4. 教職員に対する研修の実施

教職員に対し、研修会や市生徒指導主任・主事会、教育相談主任会等を定期的で開催し、各校のいじめ問題に対する取組み状況の共有や、いじめ防止に関する啓発を図り、「いじめを許さない」という教職員の意思を共通認識させ、一枚岩となって共通行動していきます。

また、児童生徒の変化を見逃さないためにも、児童生徒と過ごす時間を大切にし、望ましい人間関係の構築に努めることのできる教師像を目指します。

(2) いじめの早期発見

早期発見のための手立て

1. 児童生徒の見守り

各学校が授業中や休み時間、また、放課後等、児童生徒の様子を見守り、児童生徒の心身のささいな変化に気づくよう配慮します。

日ごろから、担任等と児童生徒が思いを交換し児童生徒の悩み等があれば、ゆっくり子どもの声を受け止めることができる、あたたかな学級・学校づくりを進めます。

また、早期発見・初期対応がいじめの深刻化や長期化を防ぎ、子どもたちを守る効果的な取り組みになるので、欠席者に対して次の対応をします。

児童生徒が欠席した時は、例えば保護者から理由を聞いていた場合でも、いじめの疑いがないかを検証します。

基準として、欠席1日目で少なくとも電話連絡

3日目で家庭訪問

5日目で（校内）ケース会議・市教育委員会報告

2. 児童生徒の定期的な状況把握

児童生徒に対し、定期的なアンケート（学期に1回以上）を実施し、児童生徒一人ひとりの状況を把握するとともにいじめの早期発見・早期対応に努めます。アンケート実施後には、教員が児童生徒と面談等でコミュニケーションをとり合い、児童生徒が大切にされていると感じられるようにし、児童生徒と信頼関係を積み重ねていけるように努めます。

3. 相談体制の整備

児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。そのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、オアシス相談員を配置し、効果的な連携を図ります。

学校と連携し、児童生徒を取り巻く環境を調整して、組織的にいじめ問題を解決する取組を推進します。

4. インターネットを通じて行われるいじめ防止等のための啓発

学校の教職員、児童生徒、保護者、地域等に対して、情報モラルに関する研修等を推進し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性について啓発に努めます。

また、外部講師による SNS に関する研修会を実施したり、警察によるサイバー教室を実施したりするなどして、児童生徒が適切にインターネットを活用できる力を育成します。

(3) いじめ事案への対応

1. 教育委員会と学校との連携

市教育委員会が、学校や地域、保護者、児童生徒からいじめ行為の報告を受けた時は、学校と緊密な連携を図り、いじめ行為への対応を行います。

また、必要に応じ、県教育委員会とも連携し、協力しながらいじめの防止や解決に向け必要な措置を講じます。

2. 関係機関等の連携

県教育委員会はもとより、事案（インターネットを通じて行われる事案を含む）に応じて、豊富な知識と経験を有する専門家や教員の経験者を活用するとともに、司法、福祉等の関係機関等と速やかに連携を図りいじめの事案に対応します。

主な連携機関

守山警察署生活安全課 中央子ども家庭相談センター 市家庭児童相談室
守山野洲少年センター 市ふれあい教育相談センター 市発達支援センター
民生委員児童委員 関係市長部局 県教育委員会 等

3. 学校相互間および社会教育との連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合や社会教育等の場合であっても、学校が適切に対処できるよう、市教育委員会は他市町教育委員会や県教育委員会、各学校ならびに関係団体等と情報を共有し、連携して対応していきます。

2. いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

1. 教職員の資質の向上

各学校の実態に応じた主体的な研修を実施するとともに、市、教育委員会・教育研究所による、いじめ問題に関する研修会や道徳教育、人権教育、また、教師力向上に関する研修講座を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高めます。特に、いじめ問題への対応については、以下の点について徹底を図ります。

- ① いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こり得るということを全教職員が十分認識し、子どもからのサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめは人間として絶対に許されない行為だという意識を持ち、学校教育全体を通して、子どもたち一人一人に徹底する。
- ③ 子どもたち一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識し、自分の言動や態度について、自己評価に努める。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員が気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

- ⑤ 定期的な調査(アンケート等)だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- ⑥ 児童生徒や保護者が、何でも気軽に相談できるような雰囲気为学校全体に醸成する。
- ⑦ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・支援員等との連携を深め、学校全体の相談機能の充実を図ることで、いじめの早期発見・早期対応に努める。

2. 生徒指導・教育相談・特別支援教育等に関する体制等の充実

オアシス相談員、特別支援教育支援員等を配置し、教職員の児童生徒とふれあう時間の確保に努めるとともに、厚みのある指導と支援、教育相談体制の充実に努めます。

また、いじめの防止等のため、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

3 重大事態への対処

1. 市教育委員会、学校による調査

(1) 学校における重大事態の場合への調査

市教育委員会または学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ いじめにより年間30日相当の欠席を余儀なくされた場合
 ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。市教育委員会は、市長、県教育委員会に報告します。

市教育委員会は、いじめ重大事態の体制として、主担当（生徒指導担当）、副担当（参事）を設置し、主担当は学校や県教育委員会との連携を、副担当は市教育委員会内の取組を中心に対応します。

(3) 調査の主体

学校からの重大事態の報告があった場合には、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。その際、調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合があります。

学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施します。また、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒または保護者が望む場合にも、市教育委員会が調査を実施します。

(4) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、学校におけるいじめ防止対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えたものをその組織とします。

市教育委員会が調査主体となる場合は、市教育委員会の附属機関である「野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会」とします。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下に示す客観的な事実関係を速やかに調査します。

- ① いつから（いつ頃から）であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員はどのように対応したか

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。

(6) 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会から、市長、県教育委員会に報告します。

(7) 調査結果の提供

いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、市教育委員会は調査によって明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に留意しながら適時・適切な方法で、調査の進捗状況等およびその結果を説明します。

2. 市教育委員会より結果の報告を受けた市長による再調査

(1) 調査結果の報告を受けた市長による再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関において、再調査を行います。

(2) 調査結果の提供

市長は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等およびその結果を説明します。

Ⅲ その他いじめ防止等のための対策に関する事項

1 施策の点検評価

本基本方針にもとづく施策の実施にあたっては、PDCAサイクル（計画・実行・検証・改善のサイクル）を基盤として、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題について評価します。

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国または県の基本方針の改訂があった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、施策の点検評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 各学校における学校基本方針の策定状況の確認

市は、学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、必要に応じて、その改善や見直しについて指導・助言します。

4 いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

学校におけるいじめの認知事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析を行い、その結果を普及します。

5 学校評価

市立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適切に評価が行われるようにします。